【国からのお知らせ】企業の皆様へ　～倫理法・倫理規程を御存知ですか？～

企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。

企業と「利害関係」（契約関係、許認可の申請や立入検査を受けるなど事業の所管関係等）のある国家公務員に対し、例えば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

- 金銭、物品等（祝儀、香典などを含む。）の贈与をすること
- 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- 供応接待をすること（国家公務員が割り勘により「自己の費用」を適正に負担している場合、飲食は可能）

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

国家公務員倫理審査会ホームページに、企業の皆様向けの各種資料・教材を御用意しておりますので、詳細は、こちらで御確認ください。

https://www.jinji.go.jp/rinri/kokumin/main.html

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が倫理法・倫理規程違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関又は倫理審査会にお問い合わせください。

なお、倫理法・倫理規程に違反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へ御連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html

※　匿名による通報やメール・郵送による通報も受け付けております。詳細は上記のwebサイトを御参照ください。

※　通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

《担当》
国家公務員倫理審査会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2－2－3虎ノ門アルセアタワー15F
電話：03-3581-7031